

# 店舗総合保険 普通火災保険(一般)

■ 火災損害から休業損失まで補償



# 選べる2つの保険をご用意。 損害を幅広く補償いたします。

## 店舗総合保険

## 普通火災保険（一般）

店舗総合保険・普通火災保険（一般）の対象物件は、商店、事務所、小規模工場等です。建物をはじめ、家財、什器・備品、機械・設備、商品、製品、原材料などを保険の対象としてご契約になれます。普通火災保険（一般）では、店舗総合保険で引受対象にならない屋外設備装置なども対象となります。

### ●お支払いの対象となる損害

<p><b>1 火災</b></p> <p>店舗総合保険 普通火災保険</p>	<p><b>2 落雷</b></p> <p>店舗総合保険 普通火災保険</p>	<p><b>3 破裂・爆発</b></p> <p>店舗総合保険 普通火災保険</p>	<p><b>4 風災・ひょう災・雪災</b> ※1</p> <p>店舗総合保険 普通火災保険</p> <p>20万円以上の損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。</p>	<p><b>5 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊</b></p> <p>店舗総合保険</p>	<p><b>6 給排水設備や他人の戸室で生じた事故による水濡れ</b></p> <p>店舗総合保険</p> <p>給排水設備自体に生じた損害については、お支払いの対象にはなりません。</p>	<p><b>7 騒ぎよう・集団行動・労働争議に伴う暴力・破壊行為</b></p> <p>店舗総合保険</p>	<p><b>8 盗難</b></p> <p>店舗総合保険</p> <p>商品・製品等の盗難は対象外です。</p>	<p><b>9 持出し家財の損害</b></p> <p>店舗総合保険</p>	<p><b>10 水災</b></p> <p>店舗総合保険</p>
---	---	--	---	---	---	--	--	--	-----------------------------------

※1 <風災・ひょう災・雪災の適用除外物件>

- 仮設の建物（年間の使用期間が3ヵ月以下のもの）とその収容動産、ゴルフネット（ボールを含みます。）
- 建築中の屋外設備装置
- 栈橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備装置、海上に所在する設備装置
- 屋外にある原材料、仕掛品、半製品、製品、商品、副産物および副資材
- 自動車（自動三輪車、自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車は除きます。）

### ●上記の他、次の費用保険金をお支払いします。

<p><b>11 臨時費用</b></p> <p>店舗総合保険 普通火災保険</p>	<p><b>12 残存物取片づけ費用</b></p> <p>店舗総合保険 普通火災保険</p>	<p><b>13 失火見舞費用</b></p> <p>店舗総合保険 普通火災保険</p>	<p><b>14 傷害費用</b></p> <p>店舗総合保険 普通火災保険</p>	<p><b>15 地震火災費用</b> ※2</p> <p>店舗総合保険 普通火災保険</p>	<p><b>16 修理付帯費用</b></p> <p>店舗総合保険 普通火災保険</p>	<p><b>17 損害防止費用</b></p> <p>店舗総合保険 普通火災保険</p>
--	---	--	--	---	--	--

※2 「15.地震火災費用」の費用保険金をお支払する場合は、下記のとおりです。

ご契約の対象	店舗総合保険	普通火災保険（一般）
建物	半焼以上	半焼以上
屋外設備・装置		保険価額（時価）の50%以上が焼失
家財	収容する建物が半焼以上または当該家財が全焼	収容する建物が半焼以上または収容する屋外設備装置の保険価額（時価）の50%以上が焼失あるいは当該建物内収容家財が全焼
設備・什器等、商品・製品等の動産	収容する建物が半焼以上	収容する建物が半焼以上または収容する屋外設備装置の保険価額（時価）の50%以上が焼失

## 補償内容を広げる主な特約

ご希望により、下記特約をセットできます。ただし、普通火災保険（一般）にセットできるのは、「借家人賠償責任担保特約」と「修理費用担保特約」のみとなります。

### 休業損失担保特約

下記A～Dなどに上記1～10（9を除く）の事故が発生し損害を被った結果、営業が休止または阻害されたために損失が生じた場合、保険金をお支払いします。

- A. 保険の対象
- B. 保険の対象が隣接するアーケードまたはアーケードに面する建物等
- C. 商品・製品・原材料等の仕入先・納入先の建物等
- D. 保険の対象である建物などと配管、配線により接続している電気、ガス、水道、電信、電話施設等

### 交通傷害担保特約

保険の対象となる方が、日本国内外において交通事故または建物の火災によりケガをされた場合、保険金をお支払いします。

### 店舗賠償責任担保特約

建物等の施設の所有・使用・管理に起因する事故、業務の遂行に起因する事故等による第三者に対する法律上の賠償責任を補償します。

### 借家人賠償責任担保特約

保険の対象となる方が火災、破裂・爆発といった事故により借用している戸室を損壊し、オーナーに対して法律上の損害賠償責任を負った場合に備えます。

### 修理費用担保特約

火災、落雷、盗難等の事故により借用戸室に損害が生じた結果、保険の対象となる方がオーナーとの契約に基づいて自己の費用で修理した場合にお支払いします。

### 水災支払方法変更特約

水災による損害を受けた時に、支払われる保険金が増額されます。

## 大きな安心を小さなお負担で！

機械警備を実施されている物件で、法人所有の建物およびその収容動産または個人所有の事業用建物および事業用動産が対象となります。

## セキュリティ割引…保険料最大約30%割引！

火災に対する警戒がなされており、当社の定める基準により一定のリスク軽減効果が確認されたものに限りです。

※機械警備を解約・解除された場合は、残りの保険期間に対し追加保険料が必要となりますので、当社までご連絡ください。

## 地震保険もお忘れなく！

地震・噴火・津波による火災・損壊・埋没および流失によって生じた損害を補償します。地震保険の詳細については、「地震保険パンフレット」「地震保険ご契約のしおり」をご参照ください。

### ①地震保険をご契約できるもの

建物…居住の用に供する建物（併用住宅の場合において、住居部分とその他の用途部分とをそれぞれ別にご契約金額を定めた場合は、住居部分のみ対象となります。）

家財（ただし、1点30万円を超える貴金属類、自動車等は除かれます。）

支払われる保険金は？

### ②ご契約金額（保険金額）の決め方

建物または家財のご契約金額の30%～50%の範囲でお決めいただけます。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度となります。

保険の対象	損害の程度	全損	半損	一部損
居住用建物および家財		ご契約金額×100%（時価額が限度）	ご契約金額×50%（時価額の50%が限度）	ご契約金額×5%（時価額の5%が限度）

- 地震保険をお申し込みにならない場合には、地震・噴火・津波による損害だけでなく、地震による火災損害についても損害保険金はお支払いできません。
- 大規模地震対策特別措置法に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられたときは、地震保険のご契約ができないことがあります。
- 建築年数、建物構造等について一定の条件を満たした場合には保険料が割引となることがありますので、当社代理店または当社にご照会ください。

